

夏期は人體の新陳代謝作用が弛緩するばかりでなく、傳染病毒の媒介者たる蚊類の如きが盛んに繁殖する時である。爲めに總ての食物は、腐敗醗酵を起し易く、又一方には各種の果物が澤山に現はれる。更に一方には炎暑の恐ろしき爲め、水や氷を渴くがまゝに飲む結果は、胃腸を損じて急性腸胃カタルから、赤痢、腸チブス、コレラ病等の誘因ともなる。此際暴飲暴食は總體を慎まなければならぬ。元來夏は氣温が高いから、外氣から人體の體温を奪ふ分量が少ない爲め、保温上の關係から、食量の減ずるのは自然である。殊に食物中でも、脂肪分の如きは、最も體温發生力の強きものであるから、冬季は必要上から、脂肪分を好むが、夏は其必要がないから、天ぶらの如き脂肪分の濃厚なるものを、多食すると下痢を起す。殊に胃弱症の人は、夏の食物に就ては特別の警戒を要する。胃病にも種類が澤山あるが、其養生法も異なる、面白い事は、コレラ病に罹らぬ胃病もある、夫れは胃酸過多と云つて、胃液が多量に分泌する病氣で、其胃液中には多量の酸があるので、此の酸の爲めに、コレラ菌が喰殺される。昔からコレラ流行の場合に、梅酢を飲めと云傳へて

あるのは、梅酢の酸がコレラ菌を倒し得るからで、古人の實驗は能く今日の學理と符合した譯である。慢性胃腸病の根治療法は、夏季が最も都合が好い。殊に慢性下痢のある人は多くは豫防の用意から、フランネル又は毛絲製の腹巻を、夏でも外さぬ者もあるやうであるが、此の結果は腸粘膜が弱くなつて、少しの障りでも下痢を起すやうになる。丁度冬の襟巻が咽喉を弱くして、寒胃に罹り易いのと同一理由である。之は夏期を機會に、宜しく腹巻を徹廢し、冷水摩擦又は冷水浴を勵行して、下痢症を一掃すべしである。併し俄に掛けた腹巻を、必ず、外すと下痢を起すから、漸進主義で追々と腹巻を薄くして行き、最後には、唯、夜間のみ薄いものを用ふるやうにすれば良い。最後に、引用し、或は、参考に供した、書籍の著者に對しては、深甚の感謝を捧げるものである。

校醫の來るまで

◇附錄

□學校傳染病豫防及消毒方法
明治三十一年九月文部省訓令第二十號
改正(三十二年第四四號、三十九年第一一號、四五年第二號)

改正學校傳染病豫防及消毒方法

其一 豫防方法

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類

甲 痘瘡及假痘、實布埜利亞、猩紅熱、發疹瘰癧、ペスト

乙 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、肺結核、癩病

第二類

赤痢、虎列刺、腸窒扶斯、バラチブス

第三類

傳染性皮膚病、傳染性眼炎

第二條 第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ昇校スルコトヲ得ス

前項ノ職員生徒等傳染病治癒シタル後昇校セントスルトキハ先ツ全身浴ヲ行ヒテ衣服ヲ更メ且ツ醫師ニ於テ傳染ノ虞ナキコトヲ證明スルコトヲ要ス

第三條 第一條第一類乙又ハ第三類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒ハ其病況ニ依リ醫師ニ於テ

適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタルモノニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第四條 職員生徒等ニシテ家族又ハ同居人中ニ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタルトキハ又ハ學校内ニ傳染病發生シタル場合ニ於テハ其患者、體又ハ病毒ニ汚染ノ疑アル物件ニ觸接シタル時ハ醫師ニ於テ適發ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタル後ニアラサレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 教員舎監等學校内ニ於テ第一條ノ傳染病若クハ其疑アル者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ學校長ハ醫師ヲシテ診斷セシメ相當ノ處置ヲナスヘシ

附錄

第六條 學校内學校所在地及其近傍若クハ生徒通學區域内ニ於テ第一條第一類甲又ハ二類ノ傳染病發生シタルトキハ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ全校若クハ其一部ヲ閉鎖スヘシ

第七條 學校所在地若クハ其近傍ニ於テ第一條第一類甲又ハ二類ノ傳染病發生シタルトキハ明治三十年文部省訓令第一號ニ從ヒ充分ノ清潔方法ヲ施行スヘシ但第一條第二類ノ傳染病發生シタルトキハ校舎内ニ於テ使用スル飲料水ハ煮沸シタルモノヲ用フヘシ

第八條 生徒通學區域内ニ於テ第一條第一類甲又ハ二類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ其局部ヨリ通學スル生徒ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得此場合ニ於テハ當該學校長ヨリ二十四時間以内ニ其旨ヲ管理者ニ届出ツヘシ

第九條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若クハ其舍室ハ再ヒ之ヲ使用スルニ先チ明治三十年文部省訓令第一號定期清潔方法ノ各項ヲ施スヘシ

其二 消毒方法

第十條 學校ニ於テ第一條第一類ノ傳染病發生シタルトキハ其屍體、排泄物又ハ病毒ニ汚染

シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ對シ左ノ區別ニ依リ消毒方法ヲ施行スヘシ但第一條第三類ノ傳染病發生シ其病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ適宜本條ノ消毒方法ヲ應用スヘシ

一 第一條第一類及第二類ノ傳染病患者ノ屍體、第一類ノ傳染病患者ノ用ヒタル唾壺、第

二類ノ傳染病患者ノ上リタル圍房其他障壁、牀、疊、建具、寢臺、器具等ニ石炭酸水ヲ以テ消毒スヘシ

二 第一條第二類ノ傳染病患者ノ吐瀉物其他ノ排泄物ハ生石灰ヲ以テ消毒シ強亞爾加里性反應ヲ呈スルニ至ルヘシ

三 食器、被服、寢具等ハ煮沸又ハ蒸氣消毒ニ附スヘシ

四 消毒困難ニシテ廉價ナルモノハ之ヲ焼却スヘシ

五 前各號ノ消毒ニ適セサルモノハ「フオルムアルデヒド」ニ依リ消毒スルカ又ハ刷掃シテ數日間日光ニ曝スヘシ

第十一號消毒ニ供スル藥劑並其應用ハ左ノ如シ

附 錄

校醫の来るまで

- 一 石炭酸水(二十倍)(結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分ヲ攪拌シ溶解シタルモノ)本品ハ屍體、吐瀉物其他ノ排泄物、器具、居室、手足等ノ消毒ニ用フ又衣類等ヲ消毒スルニハ鹽酸ヲ加ヘサルモノヲ用フヘシ
- 二 生石灰(末生石灰ニ少量ノ水ヲ灌キ崩壞セシメタルモノ但用ニ臨ミテ之ヲ製スヘシ)本品ヲ以テ吐瀉物其他ノ排泄物ヲ消毒スルニ其分量ノ五十分ノ一ヲ用フヘシ又溝渠、芥溜、牀下等ヲ消毒スルニ用フ
- 石灰乳(十倍)(生石灰一分ニ水九分ヲ攪拌混和シタルモノ)本品ノ應用ハ生石灰末ニ同シク吐瀉物、排泄物等ニハ其分量ノ四分ノ一以上ヲ用フ
- 三 格魯兒石灰水(二十倍)(格魯兒石灰五分ニ水九十五分ヲ攪拌混セルモノ)格魯兒石灰水ノ應用並用量ハ石灰乳ニ同シ但用ニ臨ミテ製スヘシ
- 四 「フォルムアルデヒード」
「フォルムアルデヒード」ニ依リ消毒スルニハ消毒函又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付日本

學校清潔方法

藥局方「フォルマリ」四十瓦以上ヲ噴霧スルカ又ハ適當裝置ニ依リ「フォルムアルデヒード」瓦斯十五瓦以上ヲ發生セシメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ但消毒函又ハ室ハ使用前約十二時間寒冷ニ保持スルコトヲ要ス若シ室ニ虧隙アルトキハ昇汞液中ニ浸漬セル綿ヲ以テ栓塞スヘシ

附則

第十二條 此省令ハ幼稚園ニ適用ス

□學校清潔方法 明治三十年一月
文部省訓令第一號

北海道廳 府縣

學校ノ清潔ハ衛生上急ニス可ラサル所ナルヲ以テ學校衛生顧問ニ諮詢シ左ノ通清潔方法ノ標準ヲ定ム依テ各學校ヲシテ之ニ準據シ其清潔ヲ保タシムルコトヲ務ムヘシ

學校清潔方法

附錄

校醫の來るまで

清潔方法を分チテ日常清潔方法及定期清潔方法及浸水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

- 一 教室及寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ツ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及階段ヲ潤シ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具校具等ヲ拭フヘシ但掃除ノ爲メニ室内ヲ潤ホスハ生徒徒ノ再ヒ之ニ入ルマテニ充分乾燥シ了ルヲ度トスヘシ
- 二 教室寄宿舎ニハ其人員ニ應シ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其他棄却物ハ必ス紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ス唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムヘカラス
- 三 紙屑籠及唾壺ハ毎日之ヲ掃除スヘシ
- 三 寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履ヲ禁スヘシ但止ムル得サル事情アリテ特ニ之ヲ許ストキハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラサルコトニ務ムヘシ
- 四 靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應シ靴拭ヲ備フヘシ

- 五 寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被服寢衣等ハ務メテ洗濯セシムヘシ
- 六 便所ノ尿溝及注壁等ハ毎日一回水ヲ以テ洗ヒ厠房ハ濕布ヲ以テ拭フヘシ桶箱ニハ成ルヘク蓋ヲ設クヘシ
- 七 糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿俺酸加里、粗製格魯兒滿俺(以上百倍乃至三百倍)硫酸鐵、泥炭末、木炭末、乾燥土粉、灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラス汲取ラシムヘシ
- 八 食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且掃除ヲ怠ル可カラス殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤ホシ食後ニハ濕布ヲ以テ其卓等ヲ拭フヘシ
- 九 芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラス搬送セシムヘシ
- 十 下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ノ下水ハ毎日少クトモ一回大掃除ヲ行フヘシ
- 十一 庭園、體操場、遊戲所、簷下、椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムヘシ

附 錄

校醫の来るまで

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ毎年少クトモ一回夏休又ハ長休ニ際シ之ヲ行フモノトス

十二 先ツ教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓掛等ヲ外シ敷物ヲ剥キタル後如露ヲ以テ牀板及廊下ヲ潤シ天井、四壁、牀板、廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ洗拭スヘシ但汚染殊ニ甚シキ部分及器具等ハ熱湯汁若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スヘシ

十三 簷下、牀下等モ手ノ届ク限り之ヲ掃ヒ外部ノ羽目板及簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ洗滌スヘシ

十四 寢具、窓掛、敷物等ニシテ洗滌シ得ヘキモノハ之ヲ洗滌シ其洗滌シ得ヘカラサルモノハ先ツ其塵ヲ掃ヒ書籍文具等共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スヘシ

十五 器具、寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラサレハ室内ニ持込ム可ラス室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及日光ヲ通セシムヘシ

十六 牀板、壁面等ニ虧隙アルモノハ此際之ヲ填塞シ風抜穴、煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スヘシ

十七 浴室、洗面所、食堂、炊事場、生徒控所、雨中體操場、便所、下水、芥葉場等ニシテ破損アルモノハ此際盡ク修理ヲ加ヘ且大掃除ヲ行フヘシ

丙 浸水後清潔方法

洪水ノ爲メ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スヘシ

十八 水ニ浸サレタル校舎殊ニ寄宿舎ノ建具、牀板等ハ取外シテ空氣ヲ通シ且牀下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火、火鉢ヲ用井テ充分ニ乾燥セシムヘシ

十九 建具、牀板、校具、腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ充分ニ乾燥セシムヘシ

二十 浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ス數回之ヲ浚滌シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後之ヲ使用スヘシ但開校後一箇月間ハ必ス其水ヲ沸シテ飲用ス

附 錄

校醫の來るまで

ヘシ

二十一 右ノ外定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜應用スヘシ

學校衛生 校醫の來るまで
救急療法

—〔終〕—

大正十年十二月十四日初版印刷
大正十年十二月十八日初版發行



校醫の來るまで(奥附)
定價金貳圓六拾錢也

著者 林 能 昭
東京市京橋區入舟町五丁目三番地
發行者 藤 原 惣 太 郎
東京市京橋區新藤町五丁目二番地
印刷者 岩 本 菊 雄

發行所

東京市京橋區入舟町五丁目
振替東京一八五二三番

明治圖書株式會社

電話京橋二七〇三・三七九番

(新榮印刷會社發行)

60
718

終

